

## 自治人事制度検討委員会（第3回）

### 議 事 要 旨

1 日時 平成22年7月24日（土） 15:00～17:00

2 場所 市役所2階 政策会議室

3 出席者（敬称略）

中根正介（委員長）、瀬野弘志、西川幸孝、波田野浩平、原田孝彦、本多克弘、  
安達橘恭

4 議事経過

#### (1) 委員長あいさつ

前回、第2回の委員会で職員の採用からどういう形で退職まで至るか、といった大きな流れについて説明を受けた。

職員の採用に当たって良い人材を採るための採用活動あるいは要員計画、選考のあり方等々、各委員から問題提起があった。

新しい人事制度を求める中で、採用に係る問題というのは一つの大きなテーマである。本委員会の意見をまとめる際にはこの点についても触れていきたいと思っている。

#### (2) 人事及び給与制度の説明

事務局が人事考課制度、休暇等取得状況及び時間外勤務の状況について説明した。

#### (3) 意見交換

出された意見等は次のとおり

○43歳まではほぼ例外なく給料が1年毎に上がっていき、44歳の係長クラスから差が出ている。係長に昇任させる場合に、何を基準としているか。

→各課の課長ヒアリングや人事考課、他の職員とのバランスを見て行っている。

○役職に昇任する場合、ポジションが無いと昇任できないのか。

→基本的にはポストが空いた時に、その人数分昇任させる。

○有能な人材であれば昇任させて活用することが必要である。

○民間では退職まで給料が上がり続けるということは考えられない。50歳から53歳がピークでそこからは下がっていく。又は頭打ちとなる。

○民間と公務員では労働基本権で違っている。給与決定方法も労使関係というより条例主義の原則が適用される。

○理屈的には市の条例でもって規定しているということになるが、条例の内容は市の考え方で定められるのではないか。

○職員が残業をした時間の管理を始め、出勤や退庁時間の管理はどのように行っているか。

→勤務時間の午前8時30分から午後5時15分まではタイムレコーダーで管理し、時間外は時間外勤務命令簿で管理している。

○時間外勤務手当てで問題になるのは、時間をどのように算定するか。時間外勤務がどれだけあるか等の管理が重要な問題になると思う。

○時間外勤務手当の予算は、ここ数年どのように推移しているか。

→給料総額に対し、一定の率を乗じて予算計上している。災害や選挙については別途確保している。